

合併の推進に関する基本的な事項（案）

- | | | |
|--------------------|-------|-----|
| 1．本県における市町村の望ましい姿 | ．．．．． | 1 p |
| 2．自主的な市町村合併の推進の必要性 | ．．．．． | 2 p |
| 3．合併推進にあたっての県の役割 | ．．．．． | 3 p |

自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項（案）

1．本県における市町村の望ましい姿

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は、「上下・主従」から新たに「対等・協力」の関係へと移行したが、本格的な分権型社会の実現に向け、今後の市町村は、地方制度調査会の第 27 次最終答申（平成 15 年 11 月）で示されたように、住民に最も身近な総合的な行政主体として、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務を中心に幅広い地域行政をより自主・自立的に担うことが求められている。

また、国・地方を通じた厳しい財政状況下であるが、急激な少子高齢化や高度情報化への対応など新たな行政課題に、迅速・的確・柔軟に対応していくとともに、ますます激しさを増す地域間競争に打ち勝つため、それぞれの地域特性を最大限に活かした戦略性に富む施策を展開していく必要がある。

さらに、個性的できめ細かな地域づくりを推進していくためには、住民や NPO、県などとの連携強化を図り、それぞれの役割分担を踏まえながら、地域における効果的・効率的な施策を展開していくことが重要である。

本県は、豊かな自然や温暖な気候、特色ある歴史や文化等に加え、最先端の科学技術や産業の集積、陸・海・空の交通ネットワーク等、多くの発展基盤があり、将来に向けて夢が語れる県であるが、本県の夢の実現には、それぞれの市町村の充実強化が是非とも必要である。

そのためには、今後の市町村は、安定的・発展的に行政運営が行われるだけの規模と能力を備えなければならず、住民の生活に身近な事務を適正に処理・判断できる「権限」と、それを支える足腰の強い「財政基盤」、加えて高度化する行政事務に的確に対応できる専門的な職種を含む組織体制（「人材」）を有することが必要である。

そして、地域における総合的な行政主体として自己決定と自己責任の下、自らの創意工夫により地域を運営し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが望まれる。

2 . 自主的な市町村合併の推進の必要性

本県においては、いわゆる平成の大合併において、全国トップの合併数である 25 地域の合併が実現し、市町村数は、平成 11 年 3 月末の 85 から平成 18 年 3 月末には 44 に再編されることとなった。

この結果、平成 11 年 3 月末で 53 あった 3 万人未満の町村が 9 町村に減少するなど、多くの市町村で規模の拡大が図られたほか、市の数は 20 から 32 に増え（市に住む人口は約 60% から約 90% に増加）、県民が福祉などの身近かな行政サービスを地元自治体から直接享受できる環境が整いつつある。

今後、旧合併特例法下で新たに誕生した市町においては、厳しい財政事情の下で少子高齢化の進行などの課題に的確に対処するとともに、旧市町村区域の住民の意向を十分に尊重しながら個性豊かな地域づくりに努めていくことが期待される。

しかし、一方で、旧合併特例法下の合併においては、合併を望みながらも、さまざまな事情により合併に至らなかった市町村や新合併特例法下で合併を目指している市町村もある。

さらに、現在においても、比較的規模の小さい町村（1 万人未満が 1 町、1 万人以上 3 万人未満が 8 町村）も依然として残っている状況にあることや、今後の市町村は自立した自治体として次のような社会経済情勢の変化に的確に対応していく必要があること等から、新合併特例法下においても、本県の市町村合併を更に進めていく必要がある。

人口減少社会・少子高齢社会への対応

本県では、平成 17 年の国勢調査で 45 年振りの人口減少となり、これまでの予想を上回る速さで人口の減少と少子・高齢化が急激に進んでいる。

人口減少や少子・高齢社会への対応は、我が国の行く末に関わる国家的な課題であるが、本県の多くの地域においては早急に対策を講じていかなければならない差し迫った課題である。

地方分権への対応

地方分権が実行の段階を迎え、政府による三位一体の改革が進められているが、住民に身近な行政サービスを提供する市町村は、自らの判断と責任で地域を自主・自立的に運営していくことが求められている。

また、市町村の役割はますます増大しており、分権型社会に対応した行財政基盤の充実・強化を図り、地域住民のニーズや地域の個性を活か

した施策を積極的に展開していく必要がある。

日常生活圏の拡大への対応

本県においては、北関東自動車道などの高速道路網の整備や、昨年8月に開業したつくばエクスプレス、国際流通拠点となる常陸那珂港、百里飛行場の民間共用化など、陸・海・空の交通ネットワークの整備が着実に進められているほか、情報通信の分野でもいばらきブロードバンドネットワークが整備されるなど、県内はもとより国内外との交流を支えるインフラ整備が進められている。

このような中、県民の活動・交流範囲は、従来の行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、県民の生活圏の拡大等に見合った広域的なまちづくりや施策が必要である。

3．合併推進にあたっての県の役割

地方分権の進展や少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応し、基礎自治体である市町村が、住民に身近な行政サービスを的確に提供していくには、市町村の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併はそのための極めて有効な手段である。

市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼし、また将来の県土づくりの根幹に関わる事柄であることから、市町村と県が一体となって取り組んでいく必要がある。

新合併特例法においても、旧合併特例法と同様、自主的な市町村の合併の推進を図るものとされており、その趣旨を踏まえながら、本県においては、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定し、合併気運の醸成を図るとともに、これまで蓄積してきた協議、調整のノウハウを生かしながら市町村を支援し、今後とも市町村合併を積極的に推進していく。